

2011年6月13日  
イオン株式会社

**イオン労使は、アルバイトも含め被災従業員を全力で守ります。  
従業員と役員から被災従業員へ6億1千万円カンパ  
家族へも支援拡大、就労機会損失分にも見舞金**

イオンは、東日本大震災など3月から4月にかけて発生した災害により被災した従業員の日も早い復興を支援するため、国内外の従業員、役員など労使が協力してカンパを行ってまいりました。イオン労使が協同したこのカンパでは、従業員からのカンパは約1億4千万円にのぼり、これにイオン株式会社が同額を拠出しました。さらにグループ約70社の役員やOB（元役員）など約260名からの約3億3千万円を合わせ総額6億1千万円を使い、百日法要を前に、被災した従業員を支援することといたしました。

今回の支援では、イオンの従業員区分によらず等しく処遇するという人事基本理念に従い、パートやアルバイトにいたるまで等しく全被災従業員を対象に行います。また、本人のみならず父母・祖父母・子・孫・子の配偶者にまで対象を拡大して支援を行うとともに、災害のため勤務できないなどの就労機会損失にも見舞金を支給いたします。このような幅広い支援により、従業員をはじめその家族の日も早い生活の復興に取り組みます。

イオンは、小売業はお客様の日常生活を支える「平和産業」であるとともに「人」によって成り立つ「人間産業」であると考えています。この創業以来の基本理念に基づき、1人1人の従業員が一日も早く通常の生活を取り戻し、安心して職場復帰ができるよう努めることで、すべての従業員が店舗の営業活動を通じて地域の復興に参加できるよう、労使一丸となって取り組んでまいります。

記

**被災者支援概要**

- 対 象：東日本大震災とその余震、福島県原発事故、3月12日発生長野県北部地震、  
3月15日発生静岡東部地震により被災したグループ会社の従業員（延べ約6千人）  
対象期間：2011年4月末の現時点での状況で判断  
支給開始：6月中旬より順次  
対象被害：死亡への弔慰金、住宅損壊・雇用・負傷に対する見舞金
- \* 正・非正社員（パート・アルバイトなど）の従業員区分を問わず等しく配分
  - \* 弔慰金は本人・配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹・子・孫・子の配偶者を対象に配分
  - \* 0～17歳の子どもを扶養の従業員本人が死亡の場合、ご家族に遺児育英金を支給
  - \* 住宅損壊は、従業員本人のほか、別居の実父母・義父母の住宅も対象として見舞金を支給。福島県原発事故の避難従業員等も対象
  - \* 雇用に関しては、被災の影響により4月末まで営業できなかった事業所に勤務の従業員に見舞金を配分
  - \* 完治1ヶ月以上を要する負傷をした従業員に見舞金を配分 他

以 上